

特別支援保育事業の見直しについて(案)

現行の特別支援保育事業

保育を必要とし、かつ、心身に障害等を有する児童を保育所・認定こども園で保育するため、保育士等の加配に必要な経費を補助する。

実施施設 : 30施設 定員111人
 保育士配置基準 : 3 : 1
 補助基準額 : 児童1人につき月額71,600円
 (1号認定は、月額65,300円)

※平成29年度

見直しの背景

個別に支援が必要と判断される児童(以下、「要支援児」という。)が多数存在していると想定されるが、医師の診断を受けていないことから、特別支援保育の対象とならず、保育士等の加配ができない。

小学校における特別支援学級の在籍児童割合 6.3%

※平成28年度

保育所等における特別支援保育対象児童の割合 3.1%

※平成29年4月現在、3歳以上の保育認定子ども

新たに保育士等の加配を実施

保育士加配による取組・効果

手厚い保育の実現

保育士等を加配することで、手厚い保育が可能となるほか、要支援児の発達の程度に応じた個別計画を作成し、実践することで、適切な支援を行うことができる。

療育機関等での早期支援

子ども巡回相談なども活用し、保護者に対する情報提供、適切な相談及び助言を行い、医療・療育機関での早期支援へとつなげる。必要に応じて特別支援保育へ移行する。

就学時の緊密な連携

個人情報の保護に十分配慮しつつ、関係機関と情報の共有を促進することで、小学校就学時における緊密な連携が図られる。

保育士の負担軽減

保育士等を加配することで、業務の負担が軽減され、保育士等の離職防止が図られる。